

# 平戸市立平戸小学校「いじめ防止基本方針」

平戸市立平戸小学校

## 1 平戸小学校いじめ防止基本方針について

平戸小学校は、「いじめ防止推進対策法」及び「平戸市いじめ防止基本方針」に基づき、本「平戸小学校『いじめ防止基本方針』」を策定する。

## 2 いじめの定義

いじめとは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているものをいう。【法2条1項】

※表面上、けんかやふざけ合いのように見える行為であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめの定義に該当するか否かを判断する。

## 3 いじめに対する基本的な考え方

「どの子にも起こり得るもの」「人権侵害であり人として決して許される行為ではない」「いじめられている側にも問題があるという見方は間違っている」ことを、全教職員が強く認識し、根絶に向けて保護者・関係機関・地域住民と連携を図りながら、教育活動を推進する。

## 4 平戸小学校いじめ対策委員会

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、本校教職員・専門的な知識を有する者・その他の関係者により構成される標記組織を置く。

- 校長・教頭・教務主任・生活指導主任・特別支援コーディネーター(特支コ)・養護教諭・スクールカウンセラー(SC)
- 基本方針に基づき、取組の実施、年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- いじめの相談や通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報収集と記録・共有を行う役割
- いじめ情報に組織的に対応するための中核的役割

## 5 いじめ防止等に関する取組

### (1) 未然防止

- ア 校内体制の確立 →一致団結した組織で対応する
- イ 教師の指導力向上 →観察力や対応力のいじめに関する向上研修を行う
- ウ 人権意識と生命尊重の態度育成 →全教育活動において人権教育を充実させる
- エ 道徳性を養う道徳教育の充実 →道徳科の充実を図る
- オ 児童の自己肯定感の育成 →信頼関係を構築し、居場所と出番と役割を与える

- カ 配慮が必要な児童への対応 →障害のある児童・海外から帰国した児童・外国人の児童・性同一障害のある児童・被災児童・特別な支援を要する児童
- キ 家庭・地域・関係機関との連携→いじめ根絶に向けた連携と地域ぐるみの対策推進
- ク 基本方針の周知と取組の評価 →HPでの周知や学校評価による点検・評価・改善

## (2) **早期発見**

- ア 教職員による観察や情報交換 →変化への気付きと「生活指導連絡会」での情報共有
- イ 定期的なアンケートや個人面談→いじめアンケート（学期毎：含生活アンケート）  
→個人面談（学期毎及び必要に応じて随時）  
→保護者アンケート（学期毎：含学校評価アンケート）
- ウ 相談体制の整備 →学校の相談窓口の周知  
→SCやSSWの活用
- エ 情報の収集 →各学級（担任・児童・保護者）・民生委員・地域

## (3) **措置・対応**

- ア 発見時の対応 →行為中断指導・安全確保・報告・体制整備
- イ 組織的な対応 →平戸小学校いじめ対策委員会への報告と情報共有
- ウ 被害児童・保護者への支援 →安全確保・心のケア・弾力的措置  
→保護者への正確な情報説明及び対応の共通理解  
→関係機関との連携
- エ 加害児童・保護者への指導助言→聴取・再発防止措置・毅然とした対応  
→正確な情報伝達と継続的な指導
- オ いじめの事実調査 →アンケートの実施・聴取実施
- カ 集団への働きかけ →「観衆」や「傍観者」への指導  
→「仲裁者」となれるための指導
- キ いじめ解消要件  
（①②を満たすこと） →①いじめに係る行為が止んで相当の期間の経過  
（少なくとも3か月以上）  
②被害児童が心身の苦痛を感じていない
- ク ネット上のいじめへの対応 →SNS等のいじめには削除措置をとる

## (4) **重大事態への対応**

- 重大事態とは
  - ・ 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合
  - ・ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
  - ・ 児童や保護者から重大事態であるという申立てがあった場合
- ア 被害児童の生命・安全の確保
- イ 平戸市教育委員会への報告 →市教委判断による措置決定、市長への報告  
→対応や再調査への協力
- ウ 被害児童・保護者への対応 →学習権の保証・精神的なケア対応
- エ 加害児童・保護者への対応 →出席停止を含めた毅然とした対応
- オ 調査の実施
- カ 関係機関との連携

# 校内組織体制

